

東大阪市・大東市地域 循環型社会形成推進地域計画

(第4期)

令和3年12月10日

東 大 阪 市
大 東 市
東大阪都市清掃施設組合

目 次

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	2
(3) 基本的な方向	2
(4) 広域化について	3
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標	4
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	4
(2) 一般廃棄物等の処理の目標	6
3. 施策の内容	9
(1) 発生抑制、再使用の推進	9
(2) 処理体制	11
(3) 処理施設等の整備	15
(4) 施設整備に係る計画支援事業	16
(5) その他の施策	17
4. 計画のフォローアップと事後評価	18
(1) 計画のフォローアップ	18
(2) 事後評価及び計画の見直し	18
添付資料	
様式1 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表1（令和3年度）	19
様式2 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2	21
様式3 東大阪市・大東市地域の循環型社会形成推進のための施策一覧	22
参考資料様式2 施設概要(エネルギー回収型廃棄物処理施設系)	26
参考資料様式8 計画支援概要	27
<トレンドグラフ>	28
様式1の添付資料	33

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名 東大阪市、大東市
面積 80.05km²
人口 607,384人 (令和3年10月1日現在)

(内訳)

市町村名	東大阪市	大東市
面積 (km ²)	61.78	18.27
人口 (人)	488,721	118,663

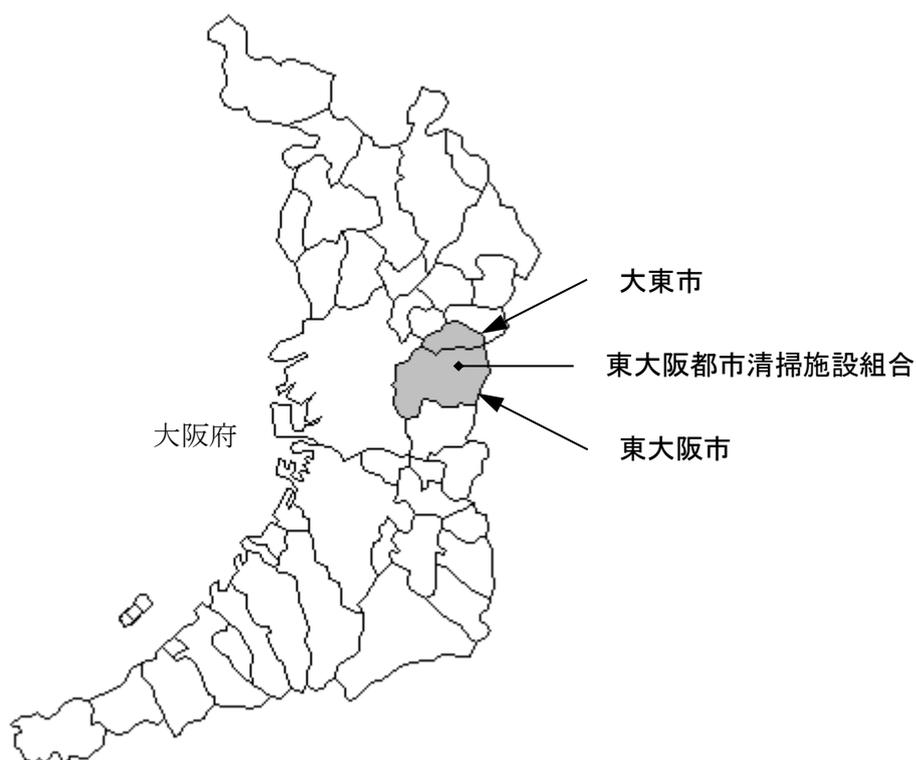


図1 東大阪市、大東市及び東大阪都市清掃施設組合の位置

(2) 計画期間

本計画は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間を計画期間とする。

なお、計画期間内でも、目標の達成状況、社会経済情勢や廃棄物・リサイクルに関する法律・諸制度が大きく変化した場合などにおいては、必要に応じて計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

現在、東大阪市と大東市から排出される一般廃棄物は、昭和40年から一部事務組合である東大阪都市清掃施設組合（以下「施設組合」という）で中間処理を行っている。

中核市を含むこの地域は60万人を超える人口をもち、市民生活を営むなかで多量の一般廃棄物が発生している。また、中小企業のまちとして知られるこの地域は、世界的にも有数の製造技術をもつ企業が多く集積していることから、事業系一般廃棄物の割合が多い。

そこで、事業系一般廃棄物については、減量・適正処理に向けた施策を展開するとともに減量意識を普及させるための啓発活動を行う。

生活系廃棄物については、可燃性廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物について、ライフスタイルの見直しによる発生抑制を進めるとともに、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の対象となる品目の分別収集による資源化を促進する。また、集団回収の活性化などにより古紙類の資源化を促進する。

また、資源を有効に活用するリサイクルを促進し、どうしても発生抑制や循環的な利用ができずに、ごみとして排出されてしまうものについては、ごみ搬入量の動向及びごみ処理・リサイクル技術の将来動向を見極めつつ、東大阪市、大東市及び施設組合の三者の連携を強化し、長期的な視点にたち計画的に焼却施設、破碎施設、資源化施設等の中間処理施設の整備を進め、再生利用と適正処理を推進する。

併せて、エネルギーの回収にも努め、環境に負荷の少ない循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクル・処理システムの構築を図る。

(4) 広域化について

前述のとおり、昭和40年から東大阪市と大東市を構成市とする施設組合を設立し、広域化に取り組んでいる。

図2のように収集・運搬については東大阪市と大東市が行い、処理処分は一部事務組合である施設組合で行っている。

また、適正な処理処分等を行うために、定期的に会議を開催し連携を強化するとともに業務上の調整を図っている。

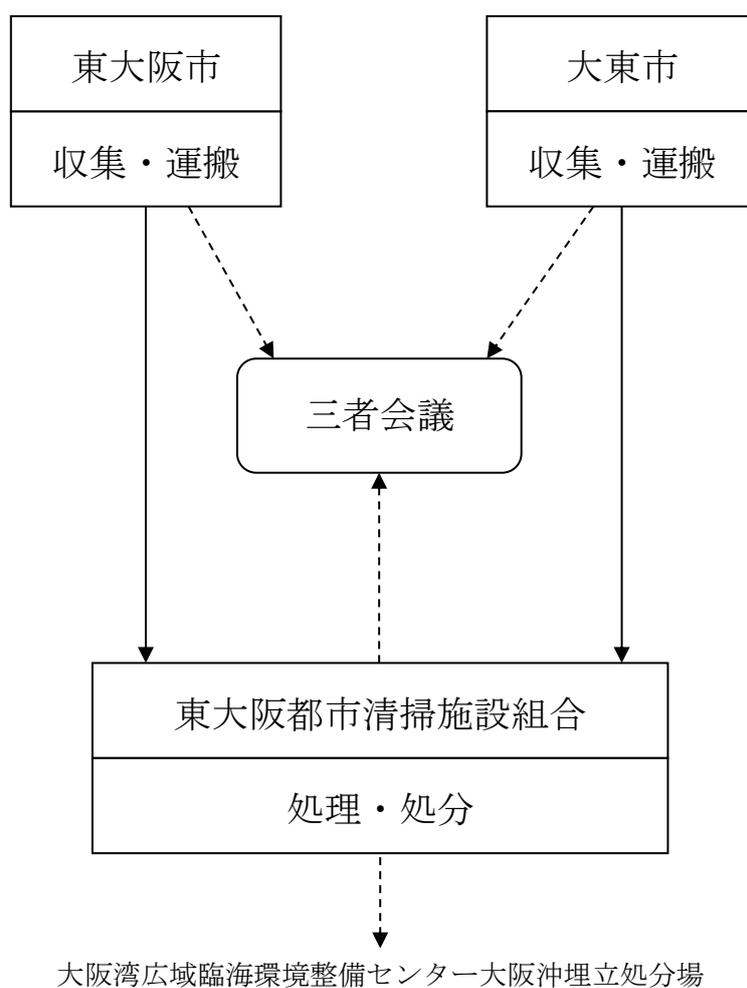


図2 広域行政組織図

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和2年度の一般廃棄物の排出処理状況は図3のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、226,493 トンであり、再利用される「総資源化量」は 31,975 トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量））は 14.1%である。

中間処理による減量化量は 163,063 トンであり、集団回収量を除いた排出量の 7割以上が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の約 14.6%に当たる 31,455 トンが焼却灰として大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場に全量埋め立てられている。

なお、中間処理の内、焼却量は 194,338 トンである。焼却施設では、焼却により発生した熱を回収して発電を行い、場内の電力に使用した上で余剰電力は売却している。また、温水を施設内利用している。

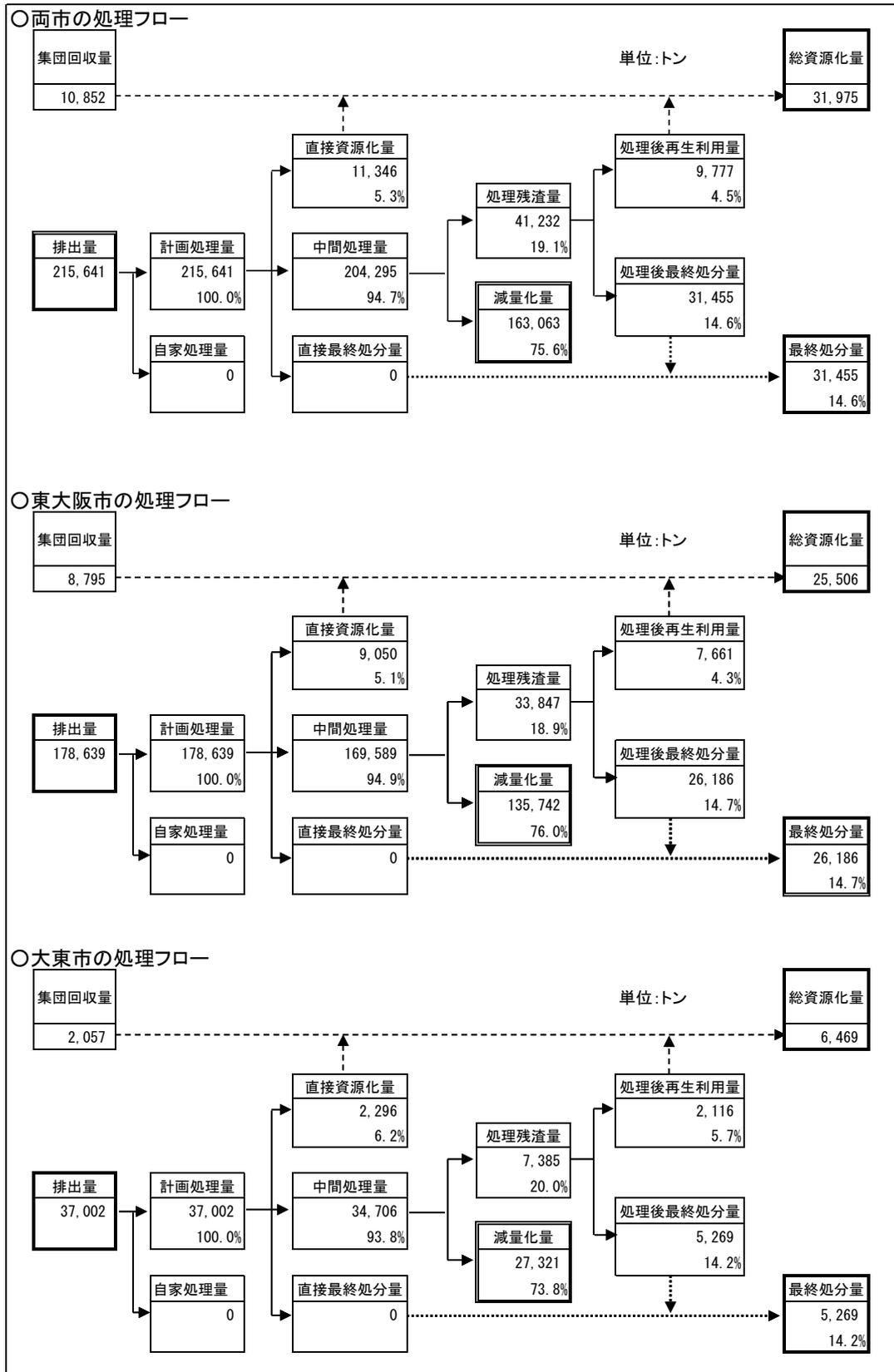


図3 一般廃棄物の処理フロー（令和2年度）

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1及び図4のとおり目標値について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。参考として、別添資料に現状と目標のトレンドグラフ（図5から図9）を添付する。

表 1 減量化、再生利用に関する現状と目標

○両市合計

指 標 ・ 単 位		現状 (割合 ^{※1}) (令和2年度)	目標 (割合 ^{※1}) (令和9年度)
排 出 量	事業系 総排出量 トン	89,470	86,599 -3.2%
	1事業所当たりの排出量 ^{※2} トン/事業所	2.10	1.98 -5.7%
	生活系 総排出量 トン	126,171	114,039 -9.6%
	1人当たりの排出量 ^{※3} kg/人	189	168 -11.1%
	合 計 事業系生活系排出量合計 トン	215,641	200,638 -7.0%
再生利用量	ごみとなる前の資源化量 (集団回収) トン	10,852	17,732
	直接資源化量 トン	11,346 5.3%	13,280 6.6%
	処理後再生利用量 トン	9,777 4.5%	12,267 6.1%
	総資源化量 トン	31,975 14.1%	43,279 19.8%
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量) MWh	100,845	86,300
	GJ	-	-
最終処分量	埋立最終処分量 トン	31,455 14.6%	28,492 14.2%

○東大阪市

指 標 ・ 単 位		現状 (割合 ^{※1}) (令和2年度)	目標 (割合 ^{※1}) (令和9年度)
排 出 量	事業系 総排出量 トン	78,839	77,542 -1.6%
	1事業所当たりの排出量 ^{※2} トン/事業所	2.17	2.09 -3.7%
	生活系 総排出量 トン	99,800	92,373 -7.4%
	1人当たりの排出量 ^{※3} kg/人	187	167 -10.7%
	合 計 事業系生活系排出量合計 トン	178,639	169,915 -4.9%
再生利用量	集団回収量 トン	8,795	15,231
	直接資源化量 トン	9,050 5.1%	10,887 6.4%
	処理後再生利用量 トン	7,661 4.3%	9,877 5.8%
	総資源化量 トン	25,506 13.6%	35,995 19.4%
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量) MWh		
	GJ		
最終処分量	埋立最終処分量 トン	26,186 14.7%	24,293 14.3%

○大東市

指 標 ・ 単 位		現状 (割合 ^{※1}) (令和2年度)	目標 (割合 ^{※1}) (令和9年度)
排 出 量	事業系 総排出量 トン	10,631	9,057 -14.8%
	1事業所当たりの排出量 ^{※2} トン/事業所	1.66	1.35 -18.7%
	生活系 総排出量 トン	26,371	21,666 -17.8%
	1人当たりの排出量 ^{※3} kg/人	200	171 -14.5%
	合 計 事業系生活系排出量合計 トン	37,002	30,723 -17.0%
再生利用量	集団回収量 トン	2,057	2,501
	直接資源化量 トン	2,296 6.2%	2,393 7.8%
	処理後再生利用量 トン	2,116 5.7%	2,390 7.8%
	総資源化量 トン	6,469 16.6%	7,284 21.9%
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量) MWh		
	GJ		
最終処分量	埋立最終処分量 トン	5,269 14.2%	4,199 13.7%

※1 排出量は現状に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

人口(各年度 10月1日現在): 令和2年度 612,169人、令和9年度 597,549人

《 指標の定義 》

排 出 量: 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量 (集団回収されたごみを除く。) [単位: トン]

再生利用量: 集団回収量、直接資源化量、処理後再生利用量の和 [単位: トン]

エネルギー回収量: エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位: MWh] 及び熱利用量 [単位: GJ]

最終処分量: 埋立処分された量 [単位: トン]

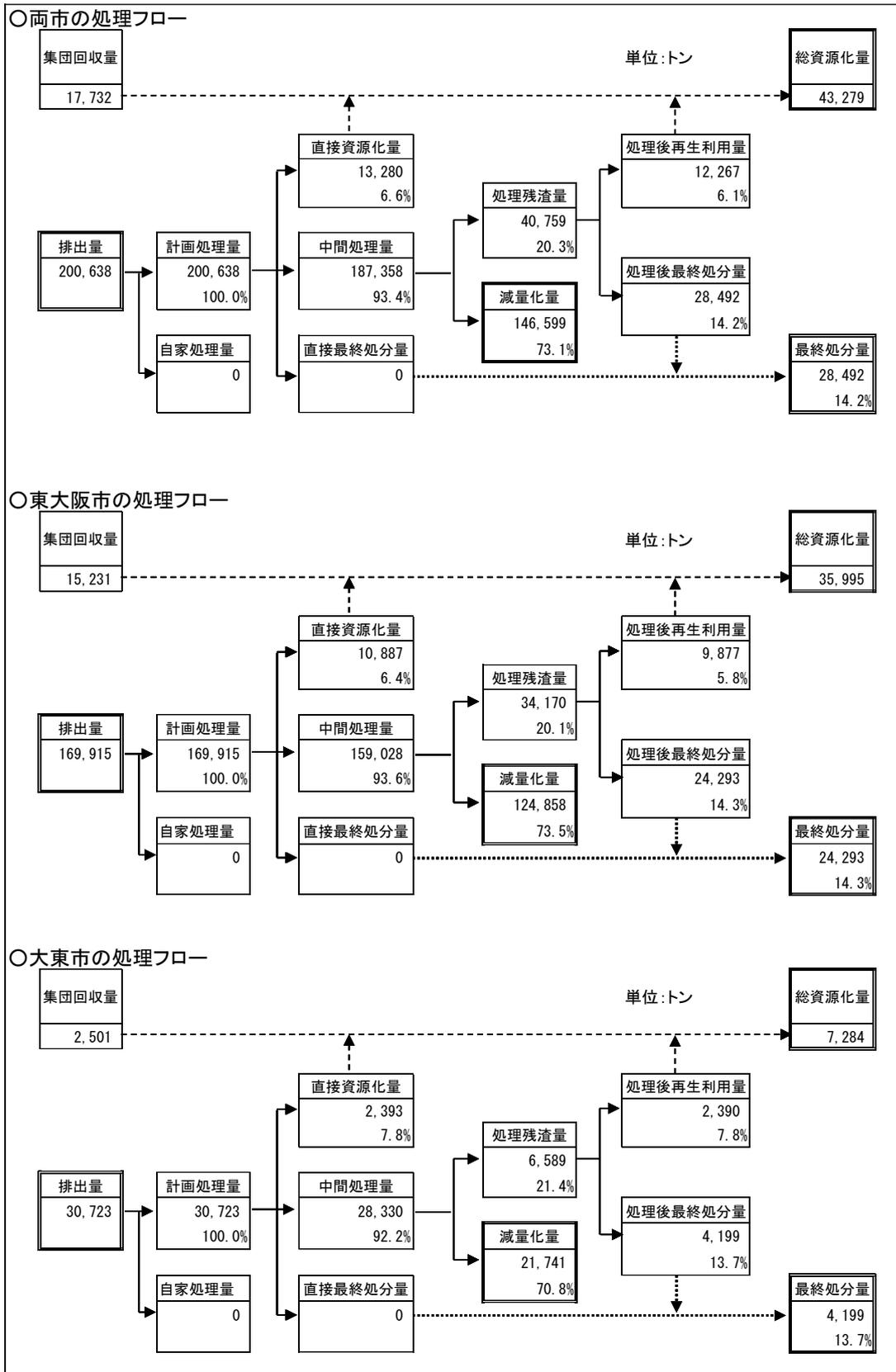


図4 目標達成時の一般廃棄物の処理フロー

3. 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア) 有料化（施策番号 11）

東大阪市では生活系廃棄物のうち、平成30年8月に大型ごみ収集の有料化を開始し、現在効果検証を進めている。また、その他生活系ごみについても有料化の導入を検討する。なお、導入にあたっては、多様な資源回収システムの拡充を推進し、市民に単なる費用負担とならないように留意するとともに、ごみ処理費用などに関する情報提供などにより市民の有料化への理解を深め、有料化導入に対する合意形成に努める。

また、事業系一般廃棄物については、従量制により課金し、処理料金を徴収しているが、社会的な情勢及び処理原価との整合性を考慮したうえで費用負担のあり方を見直す必要がある。

大東市では、大東市一般廃棄物処理基本計画において、粗大ごみ有料化及び一般ごみ有料化の検討を重点プロジェクトとして取り組んでおり、ごみの収集・処理に係る費用の一部を処理手数料として有料化を実施することにより、ごみとして処理される粗大ごみや一般ごみを削減し、再使用への誘導をさらに進めるとともに、ごみを排出する世帯と排出しない世帯との負担の公平化を進める。

また、事業系一般廃棄物については、従量制により課金し、処理料金を徴収している。

イ) 環境教育の普及啓発（施策番号 12）

東大阪市では、紙すき教室やマイバッグ作り教室、ごみ減量講座など複数のメニューを作成し、多様なニーズに対応できる環境教育出前講座を実施している。特に次世代を担う小学生には、ごみ減量・リサイクル教室とあわせて、パッカー車の稼働実演を行うメニューを実施し、印象に残る啓発活動を推進していく。今後は、時代に応じたメニューの追加や、幅広い年代の市民を対象として普及啓発に努めていく。その他、地域イベントで資源ステーションの運営を行うなど、地域と協働して環境教育を推進していくとともに、環境啓発事業の一環として、プラスチックごみの削減や食品ロスの削減についても取り組むべく関連部局への働きかけを行う。

大東市では、毎年小学生にごみ減量やごみの適正処理についての副読本を配布し、小・中学生や地域住民への出前講座を開催しており、シニア世代には大東シニア大学環境学部等により環境教育や環境学習の充実を進める。

ウ) ごみに関する情報の提供（施策番号 13）

ウェブサイトやフェイスブック、ごみ分別アプリなど様々な広報媒体を積極的に活用するとともに、周知啓発チラシの多言語化等、刻々と変化する社会情勢に則した情報提供の取り組みを推進する。

エ) ごみ減量化・資源化活動の広域的連携（施策番号 14）

東大阪市・大東市を含む近隣11市で構成する東大阪ブロック・京阪奈北レジ袋削減推進会議において、レジ袋削減キャンペーンを実施し、広域的な廃棄物の減量活動に取り組んできた。現在は名称を東大阪ブロック・京阪奈北ごみ減量推進会議として改め、レジ袋削減以外にも水切り運動やマイボトル持参等、ごみ減量全般について意見交換を行い、広域的連携の在り方を模索している。

オ) 地域と連携したごみ減量活動の推進（施策番号 15）

東大阪市においては、地域住民団体から選任された地域ごみ減量推進員及び地域ごみ減量推進協力員との連携を強化し、分別排出ルールの周知拡大や地域環境の美化等を進めている。

また、環境部内に地域のごみ問題に対応するための組織である地域班を設置することで、推進員等の活動を支援する体制の充実を図っており、今後は推進員等に向けた活動の手引きの作成や説明会の実施等により取り組みの裾野を広げ、活動の底上げを図る。

カ) 生ごみ堆肥化の普及・推進（施策番号 16）

家庭用生ごみ処理機の購入補助事業を今後も継続し、生ごみの減量・リサイクルを促進する。

キ) 事業系ごみの減量推進（施策番号 17）

東大阪市においては、1,000平方メートル以上の店舗面積を有する小売事業者など、条例で定める特定事業者に対して事業系一般廃棄物の減量、廃棄物管理責任者の選任・届出、一般廃棄物減量計画書の届出を義務付けている。今後、事業系一般廃棄物減量マニュアルを活用し、小規模事業者に対しても、ごみ減量・リサイクルに努めるよう周知啓発を行う。

ク) 事業系ごみの減量指導の強化（施策番号 18）

大東市においては、1日平均100kg以上排出する多量排出事業者に対し、条例に基づき事業系一般廃棄物の減量、廃棄物減量等責任者の選任、一般廃棄物減量計画書の作成・提出を義務付けており、ごみ減量・リサイクルに努めるよう周

知啓発を行う。

(2) 処理体制

ア) 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表2のとおりである。

東大阪市・大東市の可燃系ごみについては、施設組合の焼却施設（昭和56年竣工の第四工場と平成29年竣工の第五工場）において焼却処理し、大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場で最終処分を行っている。

今後、同処分場には引き続き依存するが、焼却施設の更新（第四工場を更新し、令和12年度に新規焼却施設を竣工させること）に加え、焼却残渣の総合的な資源化（セメント化等）の検討を進め、最終処分量の減量化を図るものとし、また、高効率な熱回収（発電）も行う。

不燃系ごみ・粗大系ごみについては粗大ごみ処理施設によりマテリアルリサイクルの推進を図る。

東大阪市においては、廃蛍光管・廃乾電池、小型充電式電池、小型家電を市内の公共施設や小売店等の協力を得て拠点回収している。回収後は民間業者に委託して資源化しており、今後もこれを継続する。また、古紙・古布は、大部分が地域の自治会や子供会等による自主的な資源化の取り組み（集団回収）によって資源化されており、今後も回収量に応じた奨励金の交付等、活動の支援を継続するとともに、多様な排出ニーズに対応すべく、市施設等を活用した拠点回収の充実を図る。

大東市においては、廃蛍光管・廃乾電池等の市で適正に処理することが困難なものや小型家電は、市内に設置する回収ボックスで回収している。

東大阪市・大東市共に、ペットボトルは拠点回収と分別収集を実施しており、施設組合において選別・圧縮処理している。その他プラスチック製容器包装は分別収集し、施設組合で一時保管後に資源化している。また、あきかん・あきびんについては、両市ともに全市域で分別収集を実施しており、施設組合へ搬入後、民間資源化施設にて選別処理・資源化をしている。

イ) 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後（施策番号 21）

分別区分及び処理方法については、表2のとおりである。

施設組合へ搬入される事業系一般廃棄物は、施設組合の焼却施設において焼却処理し、大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場で最終処分を行っている。また、施設組合へ直接搬入された一般ごみからは、古紙・古布を回収し、資源化している。

今後も、東大阪市においては1,000平方メートル以上の店舗面積を有する

小売事業者など、条例で定める特定事業者に対して、また、大東市においては1日平均 100kg 以上排出する多量排出事業者に対して、条例に基づき提出を義務付けている事業系一般廃棄物減量計画書の作成・提出を指導し、計画を実行するよう推進していく。

また、選別等の中間処理は、民間活力の導入も視野に入れ行っていく。

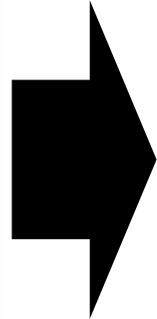
ウ) 今後の処理体制の要点

- 生活ごみの可燃系ごみの処理について、焼却施設の第四工場を更新し、より効率的な熱回収（発電）を行うとともに、最終処分量の減量化を図るため、焼却残渣の資源化（セメント化等）の検討を進める。
- 東大阪市においては、古紙・古布の大部分は地域の自治会や子供会等による自主的な資源化の取り組みによって資源化されており、今後も活動の支援を継続する。
- 大東市においては、廃蛍光管・廃乾電池等の市で適正に処理することが困難なものは、市内拠点に設置する回収ボックスで回収しており、今後も継続した取り組みを進めていく。
- なお、事業系一般廃棄物については、「事業系一般廃棄物減量計画書」の作成・提出を指導し、計画を実行するよう推進していく。

表2 東大阪市、大東市の生活系・事業系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

《生活系》

現状（令和2年度）						今後（令和9年度）					
東大阪市			大東市			分別区分 東大阪市	分別区分 大東市	処理方法		処理施設等	
分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等					一次処理	二次処理
家庭ごみ	焼却	施設組合 焼却施設	一般ごみ	焼却	施設組合 焼却施設	家庭ごみ	一般ごみ	焼却 (熱回収)	発電	施設組合 焼却施設	※1フェニックス 最終処分場
燃える 大型ごみ			燃える 粗大ごみ			燃える 大型ごみ	燃える 粗大ごみ			燃える 大型ごみ	燃える 粗大ごみ
燃えない 大型ごみ	破砕 選別	施設組合 粗大ごみ 処理施設	燃えない 粗大ごみ	破砕 選別	施設組合 粗大ごみ 処理施設	燃えない 大型ごみ	燃えない 粗大ごみ				
不燃の小物			燃えない 小物		施設組合 粗大ごみ 処理施設	燃えない 小物	燃えない 小物				
あきかん・ あきびん	資源化	施設組合 資源ごみ 集積場	空き缶・ 空きびん	資源化	施設組合 資源ごみ 集積場	あきかん・ あきびん	空き缶・ 空きびん	資源化	資源化業者	可燃残渣は 焼却	
ペットボトル			ペットボトル (拠点回収)			施設組合 ペットボトル 減容施設	ペットボトル	ペットボトル	選別・圧縮	施設組合 ペットボトル 減容施設	資源化業者 (可燃残渣は 焼却)
プラスチック製 容器包装			施設組合 その他プラスチック 受入設備			ペットボトル・ プラスチック製 容器包装	施設組合 その他プラスチック 受入設備	プラスチック製 容器包装	ペットボトル・ プラスチック製 容器包装	資源化業者	可燃残渣は 焼却
小型家電			資源化業者			—	—	小型家電	—	資源化業者	—
廃蛍光管・廃乾 電池・小型充電 式電池			資源化業者			廃蛍光管・ 廃乾電池	資源化業者	廃蛍光管・ 廃乾電池	廃蛍光管・ 廃乾電池	資源化業者	—
古紙・古布			資源化業者			—	—	古紙・古布	—	資源化業者	—
							紙パック	資源化業者	紙パック	資源化業者	—
自主的な 資源化量			—			自主的な 資源化量	—	自主的な 資源化量	自主的な 資源化量	—	—
集団回収			—			集団回収	—	集団回収	集団回収	—	—

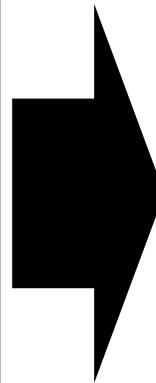


※1 フェニックス最終処分場：大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場

注1 参考として、分別区分の説明を添付資料に示す。

《事業系》

現状（令和2年度）					
東大阪市			大東市		
分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等
一般ごみ	焼却	施設組合焼却施設	一般ごみ	焼却	施設組合焼却施設
	資源化	直接搬入ごみより古紙・古布回収し、資源化業者に引渡し		資源化	直接搬入ごみより古紙・古布回収し、資源化業者に引渡し
燃える粗大ごみ	焼却	施設組合焼却施設	—	—	—
燃えない粗大ごみ	破碎選別	施設組合粗大ごみ処理施設	粗大ごみ	破碎選別	施設組合粗大ごみ処理施設
あきかん・あきびん	資源化	資源化業者	—	—	—
剪定枝			樹木・剪定枝	資源化	資源化業者
自主的な資源化量			自主的な資源化量	資源化	—



今後（令和9年度）				
分別区分	処理方法		処理施設等	
			一次処理	二次処理
一般ごみ	焼却 (熱回収)	発電	施設組合焼却施設	※ ¹ フェニックス最終処分場
	資源化		直接搬入ごみより古紙・古布回収し、資源化業者に引渡し	—
燃える粗大ごみ	破碎選別		施設組合粗大ごみ処理施設	可燃物は焼却、金属類は資源化
燃えない粗大ごみ				
あきかん・あきびん	資源化		資源化業者	—
剪定枝				—
自主的な資源化量				—

※1 フェニックス最終処分場：大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場

注1 分別区分は、生活ごみの分別区分に準じた分別を行なうことを原則とする。

(3) 処理施設等の整備

前記(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表3のとおり必要な施設整備を行う。

ア)東大阪都市清掃施設組合 エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業(事業番号 1)

令和12年度の竣工を目指し、処理能力238t/日の新規焼却施設を整備する。また周辺環境との調和、環境負荷の低減、エネルギー回収などの積極的な余熱利用に配慮する。

表3 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	エネルギー回収型廃棄物処理施設	東大阪都市清掃施設組合 エネルギー回収型廃棄物 処理施設整備事業	238t/日	大阪府東大阪 市水走 4-6-25	R4~(R12)

※1 現有処理施設の概要を添付(市町村別の現有施設名・種類、処理する廃棄物、処理能力、所在地、竣工年等、施設の概要について一覧表としたもの)

(整備理由)

事業番号1 既存焼却施設の老朽化、エネルギーの回収・有効利用の促進

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) の施設整備と併せて、表4のとおり計画支援事業を行う。

表4 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	東大阪都市清掃施設組合 エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業 (事業番号1)に係る土壌汚染調査事業	土壌汚染調査	R5~R8

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア) 古紙・古布の全市的な回収の実施（施策番号 41）

東大阪市においては、集団回収事業を円滑に促進、拡充するために「東大阪市再生資源集団回収推進協議会」と連携して、実施団体の課題等を把握し、また、未実施地域はなぜ実施できないかなどの原因把握に努める。

大東市においては、地域で実施されている古紙・古布等の集団回収を支援・育成し、回収量の拡大を図る。集団回収を行っていない地域については、啓発を進め、行政が主導的に回収曜日の指定や資源回収業者の斡旋を行い、実施する地域を拡大する。

イ) 廃家電のリサイクルにかかる普及啓発（施策番号 42）

大東市においては、廃家電のうち、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機等の家電リサイクル法の対象品目は、広報紙やごみ分別アプリ、ホームページ、ごみ収集カレンダー等に処理方法を掲載し適正に処理されるよう市民に啓発を続ける。また、前記以外の廃家電のうち、市を経由するのではなく販売店で回収し、そのまま逆流通ルートに乗せて資源化施設に送る方が環境負荷の低減のため効果的であるものについては、販売店返却による資源化システムの確立について検討する。

ウ) 市役所での率先したごみ減量やグリーン購入の実践（施策番号 43）

再生原料の使用や省エネ設計等の環境に配慮された物品等の購入を市が率先して実行することにより、地域社会において、環境に配慮された物品等への転換を促進するとともに、古紙類や剪定枝等、公共施設から発生するごみのリサイクルを推進する。

エ) 不法投棄対策（施策番号 44）

警察や関係機関、地域の自治会などとの協働体制を強化し不法投棄が起りやすい場所の重点的なパトロールの強化や監視カメラの設置などを行い、不法投棄防止を図る。また、ポイ捨てや不法投棄防止の啓発及び地域での美化活動を、関係課と調整を図りつつ推進する。

オ) 災害時の廃棄物処理に関する事項（施策番号 45）

震災や水害等の発生時に適切・迅速な対応を図るため、一般廃棄物処理基本計画等の関連計画の内容を踏まえつつ、国や府が進める災害廃棄物処理方針に従い、令和2年度に災害廃棄物処理計画を策定した。今後は近隣自治体との情報交換や人的交流、また、災害時等におけるより広域な相互応援・支援体制の確保に努め、関連業界とは災害廃棄物処理に関する協定等による連携体制の構築を目指す。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

東大阪市、大東市及び施設組合では、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、大阪府及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 1 (令和 3 年度)

1 地域の概要

(1) 地域名	東大阪市・大東市	(2) 地域内人口※	607,384 人	(3) 地域面積	80.05 k m ²
(4) 構成市町村等名	東大阪市、大東市、東大阪都市清掃施設組合	(5) 地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	①組合を構成する市町村：東大阪市、大東市 ②設立年月日：昭和40年10月4日設立				

※令和 3 年 10 月 1 日現在

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状(割合※ ²)						目標(割合※ ²)	
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 9 年度	
排出量	事業系 総排出量 (トン)	108,978	100,270	96,616	97,615	95,557	89,470	86,599	(-3.2%)
	1 事業所当たりの排出量 (トン/事業所)	3.04	3.04	2.92	2.96	2.29	2.10	1.98	(-5.7%)
	生活系 総排出量 (トン)	130,832	128,581	128,617	131,792	126,119	126,171	114,039	(-9.6%)
	1 人当たりの排出量 (kg/人)	195	192	193	199	189	189	168	(-11.1%)
	合計 事業系生活系排出量合計 (トン)	239,810	228,851	225,233	229,407	221,676	215,641	200,638	(-7.0%)
再生利用量	直接資源化量 (トン)	15,431 (6.4%)	12,108 (5.3%)	11,913 (5.3%)	11,794 (5.1%)	10,514 (4.7%)	11,346 (5.3%)	13,280 (6.6%)	
	総資源化量 (トン)	40,231 (15.7%)	35,956 (14.7%)	35,469 (14.8%)	34,849 (14.4%)	32,050 (13.7%)	31,975 (14.1%)	43,279 (19.8%)	
エネルギー回収量	エネルギー (年間の発電電力量 MWh)	18,606	34,389	101,830	104,035	98,750	100,845	86,300	
	回収量 (年間の熱利用量 GJ)	—	—	—	—	—	—	—	
最終処分量	埋立最終処分量 (トン)	40,083 (16.7%)	36,298 (15.9%)	32,817 (14.6%)	34,288 (14.9%)	32,718 (14.8%)	31,455 (14.6%)	28,492 (14.2%)	

※ 1 別添資料として指標と人口の要因に関するトレンドグラフを添付 (別添 様式 1 の添付資料)

※ 2 排出量に係るものは令和 2 年度に対する割合、総資源化量は各年度の排出量+集団回収量に対する割合、その他は各年度の排出量に対する割合

様式 1

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力 (単位)	竣工年月	廃止又は休止 (予定) 年月	解体 (予定) 年月	想定される浸水深と対策	備考
エネルギー 回収推進施設	第三工場	施設組合	全連続高温燃焼式、 ストーカ式	600 トン/日	S50.3	H29.3 廃止	R5 年度解体予定	—	
エネルギー 回収推進施設	第四工場	施設組合	全連続高温燃焼式、 ストーカ式	600 トン/日	S56.3	R13.3 廃止予定	未定	浸水深 0.5-1.0m。施設が稼働できない場合、収集運搬ルートが使用できない場合には、東大阪エリア一般廃棄物処理 (ごみ処理) に係る相互支援協定に基づき、周辺自治体へ処理を依頼する。	
エネルギー 回収推進施設	第五工場	施設組合	全連続高温燃焼式、 ストーカ式	400 トン/日	H29.3	未定	未定	浸水深 0.5-1.0m。施設が稼働できない場合、収集運搬ルートが使用できない場合には、東大阪エリア一般廃棄物処理 (ごみ処理) に係る相互支援協定に基づき、周辺自治体へ処理を依頼する。	
マテリアル リサイクル 推進施設	粗大ごみ処理施設 (第五工場内)	施設組合	併用、磁選、資源化	50 トン/5h	H29.3	未定	未定	浸水深 0.5-1.0m。施設が稼働できない場合、収集運搬ルートが使用できない場合には、東大阪エリア一般廃棄物処理 (ごみ処理) に係る相互支援協定に基づき、周辺自治体へ処理を依頼する。	
マテリアル リサイクル 推進施設	ペットボトル減容 施設	施設組合	ペットボトル減容施設 (破砕袋機、手選別、圧縮梱包機) 資源化	4.9 トン/5h	H23.3	未定	未定	浸水想定無し。	
マテリアル リサイクル 推進施設	その他プラスチック 受入設備	施設組合	その他プラスチック受 入設備 (ストックヤード)	896m ²	H22.3	未定	未定	浸水深 0.5m 未満。施設が稼働できない場合、収集運搬ルートが使用できない場合には、東大阪エリア一般廃棄物処理 (ごみ処理) に係る相互支援協定に基づき、周辺自治体へ処理を依頼する。	

(2) 更新 (改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力 (単位)	竣工予定 年月	更新 (改 良)・ 新設理由	廃焼却施設 解体の有無 (解体施設の名称)	廃焼却施設解体事業 着手 (予定) 年月 完了 (予定) 年月	想定される浸水深と対策	備考
エネルギー 回収型廃棄物 処理施設	第六工場	施設組合	全連続高温燃焼式、 ストーカ式	238 トン/日	R13.3	老朽化	有 (第三工場)	R5.4~R9.3	浸水深 0.5-1.0m。受電設備及び低層階へ設置する機械設備について浸水防止対策を講じる。	

※計画地域内の施設の状況 (現況、予定) を地図上に示したものを添付 (地域内での位置図と敷地内での位置図) (別添 様式 1 の添付資料)

様式 2

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2

事業種別	事業 番号	事業主体 名 称	規模		事業期間		総事業費（千円）					交付対象事業費（千円）					備 考		
			単位		開始	終了	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度			
○ エネルギー回収等に関する事業							5,656,859	0	349,915	1,628,318	384,048	3,294,578	978,911	0	3,415	66,318	380,748	528,430	
エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業	1	施設組合	238	t/日	令和 4年度	令和 8年度	5,656,859	0	349,915	1,628,318	384,048	3,294,578	978,911	0	3,415	66,318	380,748	528,430	全体事業：R4 ～R12
○ 施設整備に関する計画支援事業							118,052	0	22,000	0	93,500	2,552	118,052	0	22,000	0	93,500	2,552	
エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業（事業番号1）に係る土壌汚染調査事業	31	施設組合	-	-	令和 5年度	令和 8年度	118,052	0	22,000	0	93,500	2,552	118,052	0	22,000	0	93,500	2,552	
合 計							5,774,911	0	371,915	1,628,318	477,548	3,297,130	1,096,963	0	25,415	66,318	474,248	530,982	

東大阪市・大東市地域の循環型社会形成推進のための施策一覧（1 / 4）

施策種別	施策番号	施策の名称等	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考
					開始	終了		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
発生抑制、再 使用の推進 に関するもの	11	有料化	大型ごみ収集有料化の効果検証およびその他生活系ごみについて、有料化の調査、研究、実施についての検討	東大阪市	R4	R8		大型ごみ収集有料化の効果検証・その他生活系ごみについて、調査、研究、実施についての検討					
			ごみの発生抑制や公平性の観点から、手数料改定を含めた有料化導入の検討。	大東市	R4	R8		ごみ有料化に向けた調査・研究・実施					
	12	環境教育の普及啓発	多様なニーズに対応できる環境教育出前講座を作り上げ、幅広い年代の市民を対象として普及啓発に努める。また、地域との協働で環境教育を推進。	東大阪市	R4	R8		啓発活動・環境教育の充実					
			小・中学生や地域住民への出前講座、大東シニア大学環境学部などを充実させ、普及啓発に努める。	大東市	R4	R8		啓発活動・環境教育の充実					
	13	ごみに関する情報の提供	多様な広報媒体を活用してごみに関する情報を提供。また分別アプリやチラシ等の多言語化により情報提供に係る取り組みを強化。	東大阪市 大東市	R4	R8		先進事例の収集等、導入に向けた調査研究					
	14	ごみ減量化・資源化活動の広域的連携	市民・事業者・行政が一体となって企画や参加をすることによってごみ減量が実践できる、「買物袋持参」「もったいない」などをテーマとしたキャンペーンを実施。	大東市	R4	R8		啓発活動・発生抑制意識の充実					
			東大阪ブロック・京阪奈北ごみ減量推進会議に参画し、レジ袋削減のほか、生ごみの水切りやマイボトル持参等、ごみ減量全般にわたる意見交換を通じて、広域的連携を強化。	東大阪市 大東市	R4	R8		広域的連携の在り方について検討					

様式 3

東大阪市・大東市地域の循環型社会形成推進のための施策一覧（2 / 4）

施策種別	施策番号	施策の名称等	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考
					開始	終了		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
発生抑制、 再使用の推 進に関する もの	15	地域と連携し たごみ減量活 動の推進	ごみ減量や分別排出への協力率向上を地 域ごみ減量推進員及び協力員と連携して 進めるため、環境部内に設置した地域班が 推進員及び協力員に向けた説明会を実施。	東大阪市	R4	R8		地域班による推進員及び協力員に向けた説明会を実施し、 地域に密着した取り組みを推進					
	16	生ごみ堆肥化 の普及・推進	家庭用生ごみ処理機購入補助事業を継続 し、生ごみの減量・リサイクルを促進。	大東市	R4	R8		生ごみ処理のための支援の充実					
発生抑制、 再使用の推 進に関する もの	17	事業系ごみの 減量推進	事業系一般廃棄物減量マニュアルを活用 し、特定事業者及び小規模事業者に対 して、ごみ減量・リサイクルに努めるよう周 知啓発を行う。	東大阪市	R4	R8		事業者に対するごみ減量・リサイクルの推進					
	18	事業系ごみの 減量指導の強 化	1日平均100kg以上排出する多量排出事 業者に対して、事業系一般廃棄物減量計画 書の作成・提出を義務付けており、ごみ減 量・リサイクルに努めるよう周知啓発を行 う。	大東市	R4	R8		事業者に対するごみ減量指導の強化					
処理体制の 構築、変更 に関するも の	21	事業系一般廃 棄物の排出事 業者の処理計 画策定	多量排出事業者に対して、条例により事業 系一般廃棄物減量計画書の作成・提出を義 務付け、一般廃棄物の減量化の推進。	東大阪市 大東市	R4	R8		事業系一般廃棄物減量計画書作成及び 提出義務付けによる減量化の推進					

様式 3

東大阪市・大東市地域の循環型社会形成推進のための施策一覧（3 / 4）

施策種別	施策番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考
					開始	終了		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
処理施設の整備 に関するもの	1	東大阪都市清掃施設組合 エネルギー回収型廃棄物処理 施設整備事業	可燃系ごみの焼却及び熱回収施設	施設組合	R4	R8	○	建設工事					令和 12 年度まで 継続
施設整備に係る 計画支援に関するもの	31	1の計画支援	エネルギー回収型廃棄物処理施設 整備事業に係る土壌汚染調査	施設組合	R5	R8	○	土壌調査					

東大阪市・大東市地域の循環型社会形成推進のための施策一覧（4 / 4）

施策種別	施策番号	施策の名称等	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考
					開始	終了		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
その他	41	古紙・古布の全 市的な回収の実 施	集団回収を促進・拡充するため、関係団体 と連携して集団回収活動を支援するとと もに、拠点回収の拡充を検討。	東大阪市	R4	R8		地域での自主的な取り組みへの支援充実					
			地域で実施されている古紙・古布等の集団 回収を支援・育成し、回収量の拡大を図り、 行政が主導的に実施する地域を拡大する。	大東市	R4	R8		地域での自主的な取り組みへの支援充実					
	42	廃家電のリサイ クルにかかる普 及啓発	家電リサイクル法の対象品目は、広報紙や ごみ分別アプリ、ホームページ、ごみ収集 カレンダー等に処理方法を記載し、適切な 処理を啓発。	大東市	R4	R8		啓発活動の充実					
	43	市役所での率先 したごみ減量や グリーン購入の 実践	エコ商品の購入を市が率先することで、社 会の需要を環境に配慮されたものへと転 換するとともに、公共施設から発生するご みのリサイクルを推進。	東大阪市 大東市	R4	R8		市の公共施設における率先行動の充実					
	44	不法投棄対策	警察や自治会と連携し、不法投棄の多発地 点を重点的にパトロール。	東大阪市 大東市	R4	R8		きれいなまちづくりの推進					
	45	災害時の廃棄物 処理に関する事 項	震災時に迅速な対応を図るため、行動マニ ュアル等の整備。近隣市と相互に支援でき る体制の確保。	東大阪市 大東市 施設組合	R4	R8		総合的災害対策の充実					

施設概要(エネルギー回収型廃棄物処理施設系)

都道府県名 大阪府

(1)事業主体名	東大阪都市清掃施設組合
(2)施設名称	(仮称) 東大阪都市清掃施設組合 第六工場 (エネルギー回収型廃棄物処理施設)
(3)工期	令和4年度 ~ 令和12年度
(4)施設規模	処理能力 238 t/日 (119 t/日・炉× 2 炉)
(5)形式及び処理方式	全連続高温燃焼式 ストーカ式
(6)余熱利用の計画	1. 発電の有無 (有)発電効率 19.0 % ・ 無 2. 熱回収の有無 (有)熱回収率 % ・ (無)
(7)地域計画内の役割	構成市から排出される一般廃棄物の焼却
(8)廃焼却施設解体工事の有無	(有) 無

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9)燃料の利用計画	
------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10)バイオガス熱利用率	
(11)バイオガスの利用計画	

(12)事業計画額	5,656,859 千円 (全体 35,191,957 千円) うち、交付対象事業費 978,911 千円 (全体 : 19,879,209 千円)
-----------	---

計画支援概要

都道府県名 大阪府

(1)事業主体名	東大阪都市清掃施設組合
(2)事業目的	(仮称) 東大阪都市清掃施設組合 第六工場 (エネルギー回収型廃棄物処理施設) 整備のため
(3)事業名称	東大阪都市清掃施設組合 エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業 (事業番号 1) に係る土壌汚染調査事業
(4)事業期間	令和 5 年度～令和 8 年度
(5)事業概要	新施設整備のための形質変更に伴い、土壌汚染調査を実施する。
(6)事業計画額	118,052 千円 うち、交付対象事業費 118,052 千円

<トレンドグラフ>

図5から図9（一般廃棄物処理基本計画のものを適用）

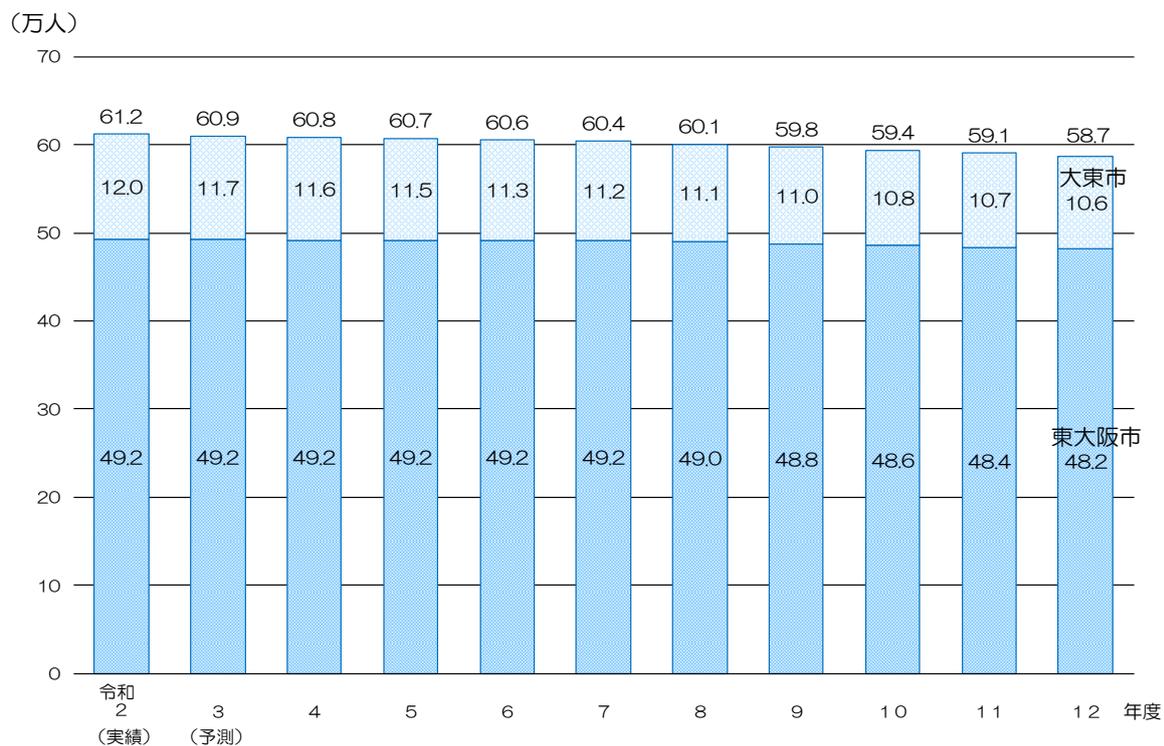


図5 将来人口

<トレンドグラフ>

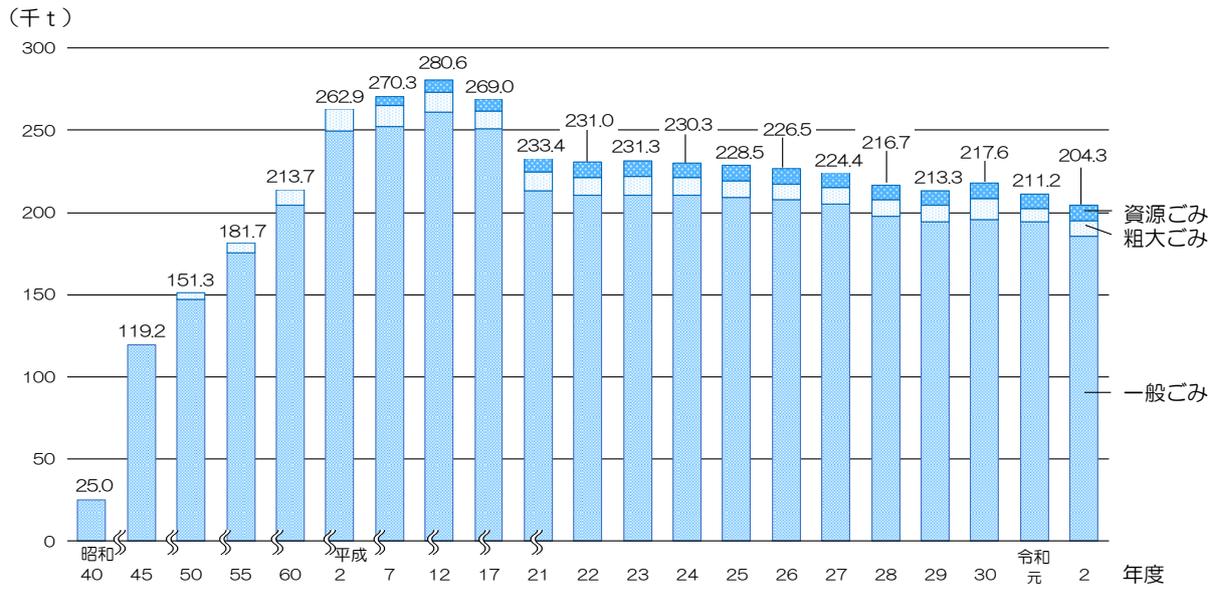


図6 東大阪市・大東市のごみ排出量の動向

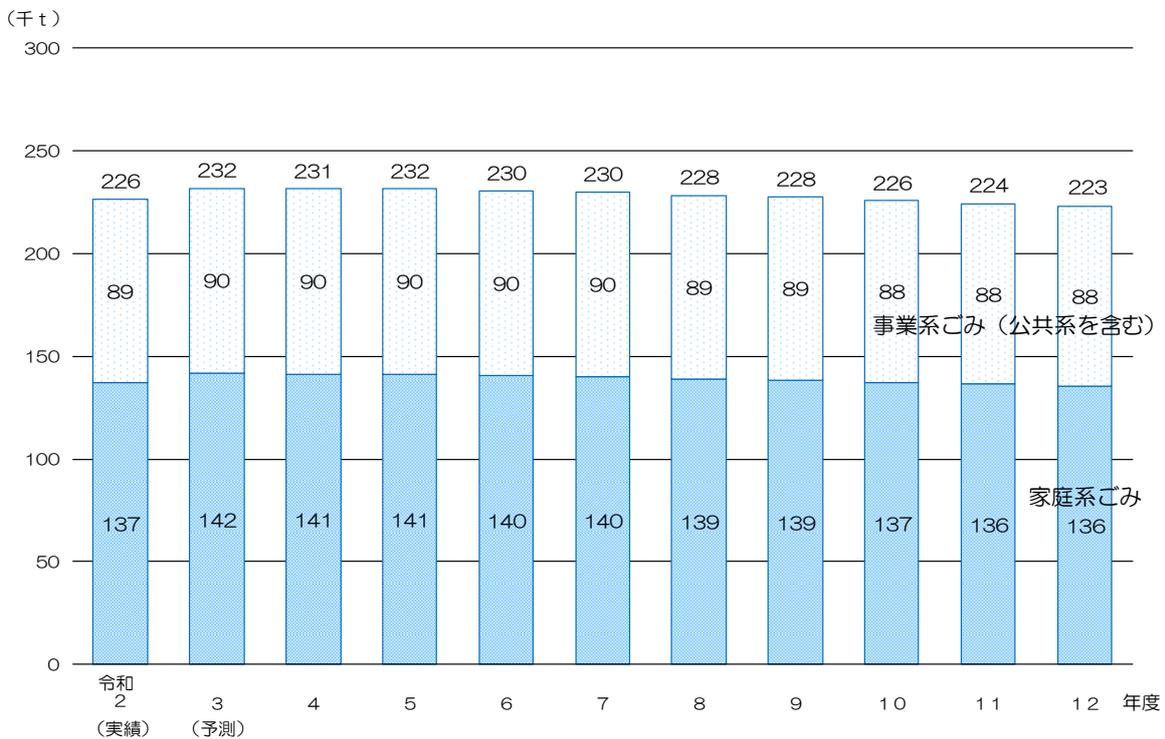


図7 このままで推移した場合のごみ発生量の将来予測

〈トレンドグラフ〉

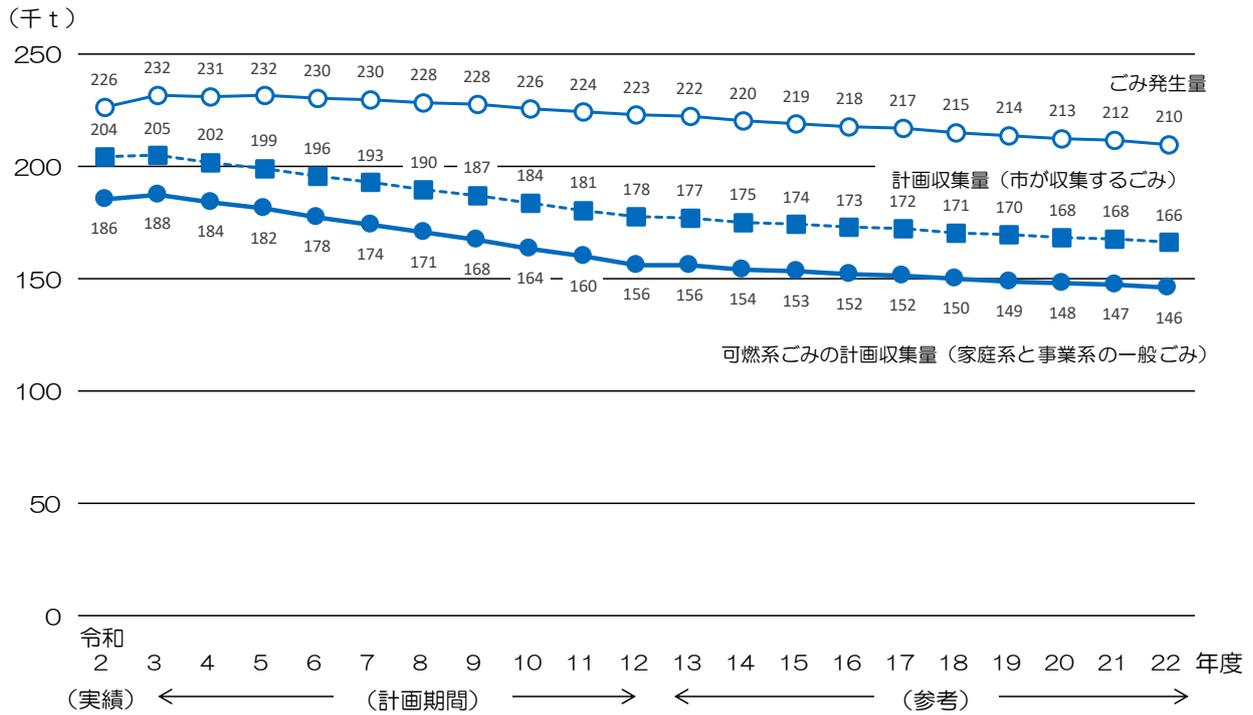


図8 計画収集量の予測

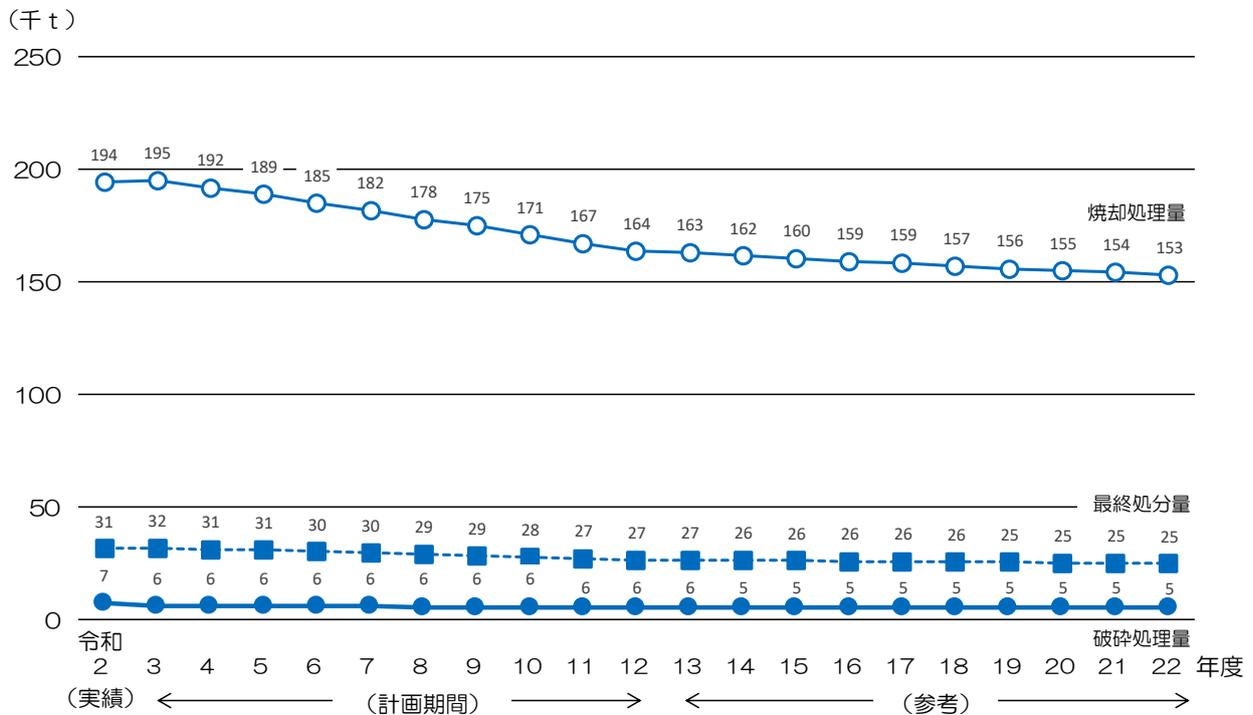


図9 焼却処理量・破碎処理量・最終処分量の予測

分別区分の説明（表2の添付資料）

東大阪市

家庭ごみ（可燃物）	：家庭から排出される燃えるごみ
あきかん・あきびん	：空き缶・空きびん・スプレー缶
不燃の小物	：おおむね一辺が 30cm 以下の燃えない小物
大型ごみ	：最大の辺または直径が 30cm 以上のもの
ペットボトル	：ペットボトル（飲料用またはしょうゆ等の特定調味料用）
プラスチック製容器包装	：容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装
廃蛍光管・廃乾電池	：一般家庭から排出される蛍光管と使いきり電池
小型充電式電池	：リチウムイオン電池など充電して繰り返し使える電池
古紙・古布	：新聞・雑誌・段ボール・その他紙製容器包装・古布
小型家電	：小型家電リサイクル法に基づく小型家電

東大阪市（自主的な資源化の取り組み）

集団回収	：地域の住民団体による再生資源（新聞・雑誌など）の集団回収
自主的な資源化	：小型家電の宅配便回収やコンポスト、生ごみ処理機による堆肥化など、家庭での自主的な資源化の取り組み

大東市

一般ごみ	：一般家庭から排出される燃えるごみ
空き缶・空きびん	：空き缶・空きびん、スプレー缶
粗大ごみ	：一般ごみや資源ごみ（空き缶・空きびん）以外のごみ
燃えない小物	：45 リットルのごみ袋に入る大きさの金属、ガラス、陶器など
ペットボトル・	：ペットボトル（飲料容器・炭酸飲料容器など）
プラスチック製容器包装	：トレイ、カップ麺容器、シャンプー容器、発泡スチロールなど
廃蛍光管・廃乾電池	：一般家庭から排出される蛍光管と使いきり電池
小型家電	：小型家電リサイクル法に基づく小型家電
紙パック	：アルミニウムを使用していない飲料用の紙容器

大東市（自主的な資源化の取り組み）

集団回収	：自治会、子ども会、老人会などの地域の団体による新聞・雑誌・段ボール・紙パック・古布・紙製容器包装・アルミ缶などの集団回収
自主的な資源化	：電動式生ごみ処理機による生ごみ処理や、コンポスト容器・EM ぼかし容器による堆肥化など、家庭でのごみの減量と資源化

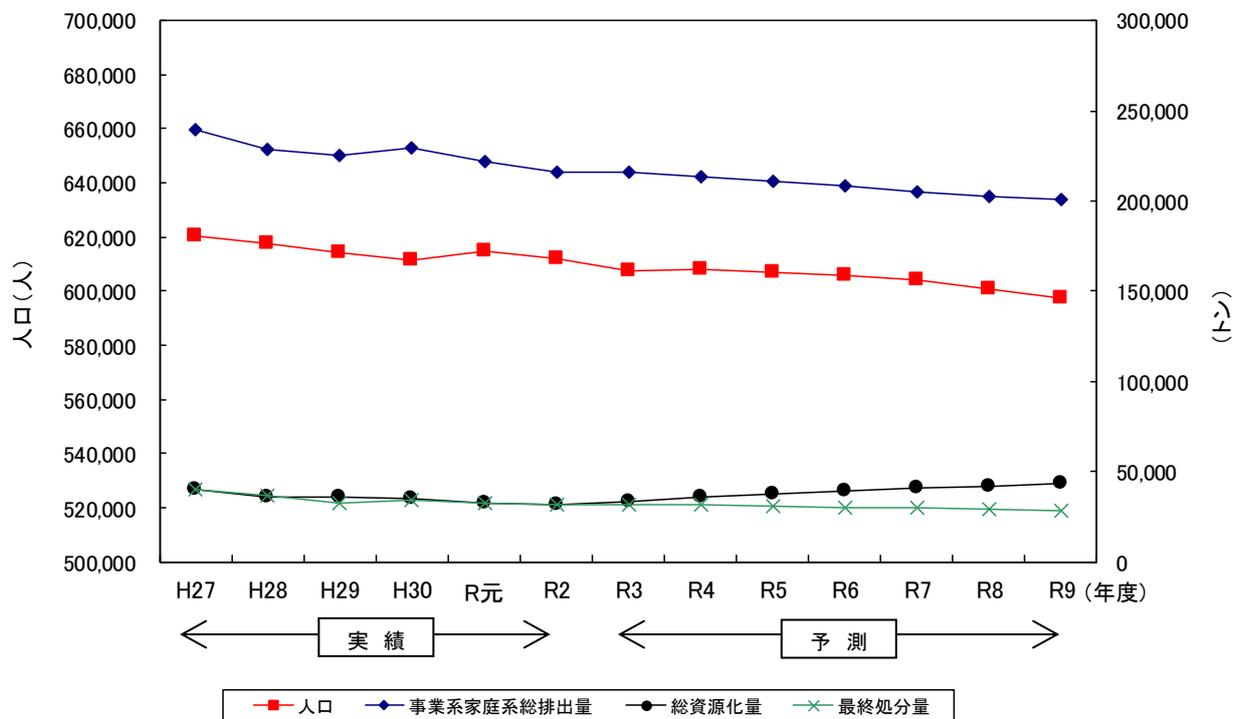
東大阪都市清掃施設組合 現有処理施設の概要(表3の添付資料)

現有施設名	種類	処理する廃棄物	処理能力	所在地	竣工年	施設の概要
第四工場	焼却施設	一般ごみ 剪断型破砕機処理物(たたみ等)	300t/日・ 炉×2炉	大阪府 東大阪 市水走 4-6-25	S56	ストーカ式、ボイラ式排ガス冷却、燃焼制御+無触媒脱硝、ろ過式集塵、薬剤飛灰処理、発電 3,500kW
第五工場	焼却施設	一般ごみ 可燃性、不燃性 粗大ごみ・資源 ごみ処理施設からの可燃物	200t/日・ 炉×2炉		H29	ストーカ式、ボイラ式排ガス冷却、燃焼制御+触媒脱硝、ろ過式集塵、薬剤飛灰処理、発電 15,600kW
第五工場	粗大ごみ 処理施設	可燃性、不燃性 粗大ごみ・剪断 型破砕機処理物 (たたみ等)	50t/5h		H29	可燃ごみ・鉄・アルミの3種選別
ペットボトル減容施設	容器包装 リサイクル 推進施設	ペットボトル	4.9t/5h	大阪府 東大阪 市中石 切町 7- 4-61	H23	破袋機、除袋機、 手選別コンベヤ、圧縮機
その他プラスチック受入設備	容器包装 リサイクル 推進施設	その他プラスチック	896 m ²		H22	受け入れ保管 (ストックヤード)

様式1の添付資料

指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ

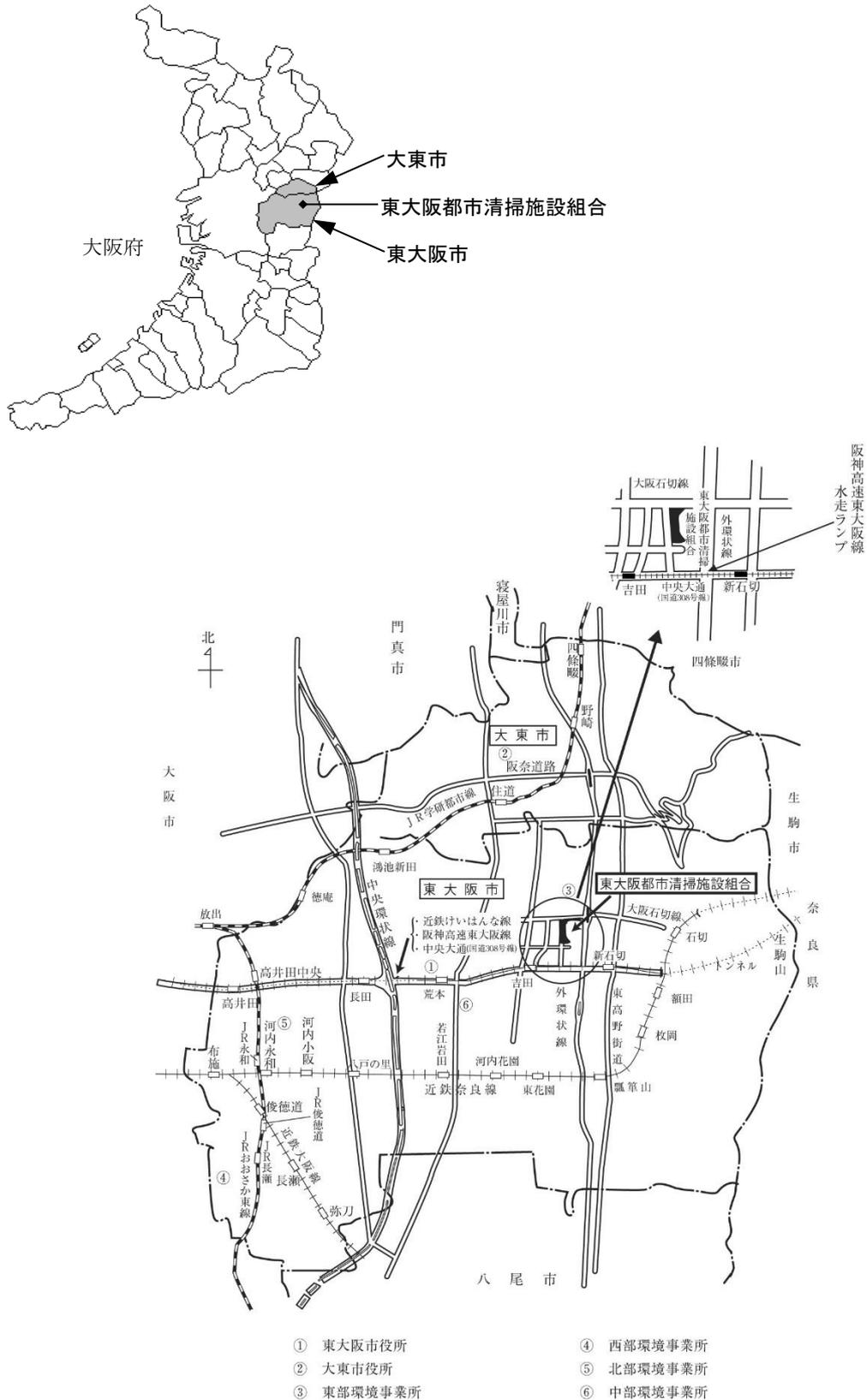
<トレンドグラフ>



様式1の添付資料

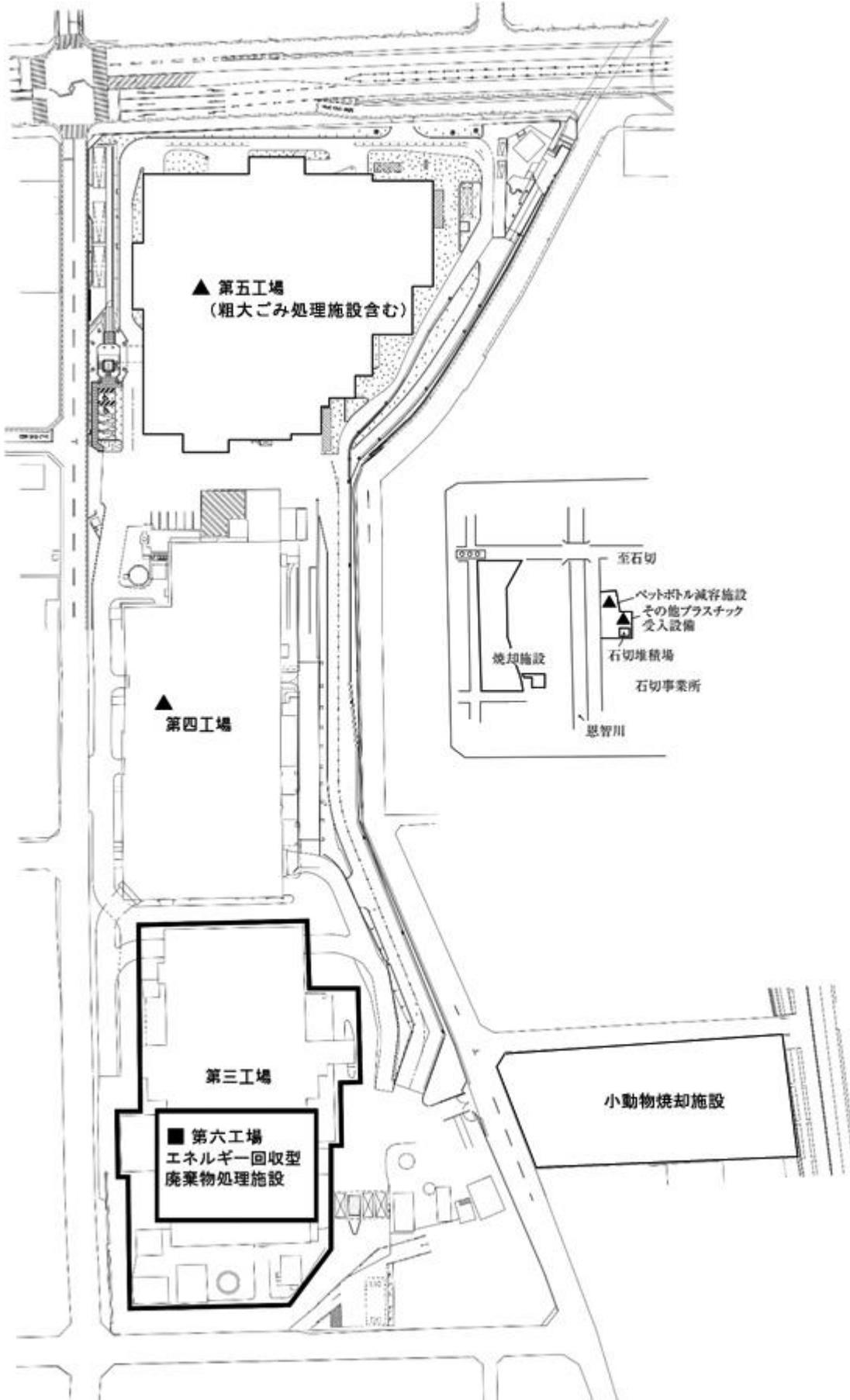
(地域内の施設の現況と予定(位置図))

<地域内の施設の現況>



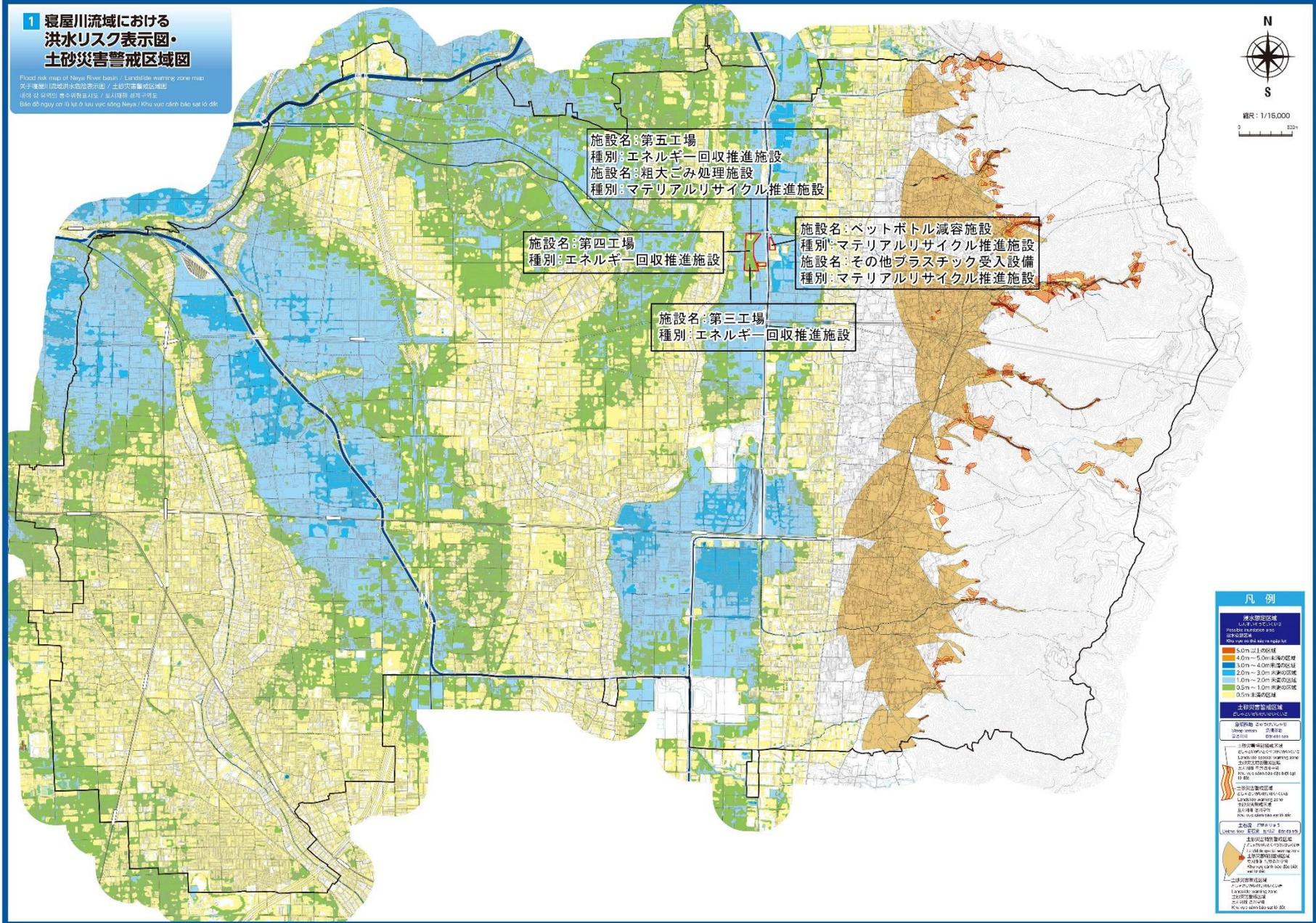
<東大阪都市清掃施設組合 敷地内の現況と予定>

▲現況施設 ■予定施設



**1 寝屋川流域における
洪水リスク表示図・
土砂災害警戒区域図**

Flood risk map of Neywa River basin / Landslide warning zone map
 洪水リスク表示図・土砂災害警戒区域図
 Bản đồ nguy cơ lũ lụt ở lưu vực sông Neywa / Khu vực cảnh báo sạt lở đất



施設名:第五工場
 種別:エネルギー回収推進施設
 施設名:粗大ごみ処理施設
 種別:マテリアルリサイクル推進施設

施設名:第四工場
 種別:エネルギー回収推進施設

施設名:ペットボトル減容施設
 種別:マテリアルリサイクル推進施設
 施設名:その他プラスチック受入設備
 種別:マテリアルリサイクル推進施設

施設名:第三工場
 種別:エネルギー回収推進施設



縮尺:1/15,000
 0 500m 1000m

凡例

洪水想定区域 しんすいさいていきう Flood risk area 洪水リスク表示図
土砂災害警戒区域 どすいさがいけいきう Landslide warning zone 土砂災害警戒区域図
5.0m以上0.95m以下 4.0m～5.0m未満の区域 3.0m～4.0m未満の区域 2.0m～3.0m未満の区域 1.0m～2.0m未満の区域 0.5m～1.0m未満の区域 0.5m未満の区域
一級河川 二級河川 河川敷 河川敷外 河川敷内 河川敷外 河川敷内
一級河川 二級河川 河川敷 河川敷外 河川敷内 河川敷外 河川敷内
一級河川 二級河川 河川敷 河川敷外 河川敷内 河川敷外 河川敷内
一級河川 二級河川 河川敷 河川敷外 河川敷内 河川敷外 河川敷内

施設名：第五工場
種別：エネルギー回収推進施設
施設名：粗大ごみ処理施設
種別：マテリアルリサイクル推進施設

施設名：ペットボトル減容施設
種別：マテリアルリサイクル推進施設

施設名：その他プラスチック受入設備
種別：マテリアルリサイクル推進施設

施設名：第四工場
種別：エネルギー回収推進施設

施設名：第三工場
種別：エネルギー回収推進施設

